

3 消安第3636号
令和3年10月8日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

(写)

3 消安第3636号

令和3年10月8日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス(病原性未確定)の検出について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の防疫対策について、これまでも家きん飼養農場に対し発生予防対策に関する情報提供並びに指導及び助言を実施いただいていたところです。

本年10月7日、韓国当局より、忠清南道牙山市及び京畿道安城市で採取された野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原が検出された旨プレスリリースされました。高病原性かどうかの判定はさらに3～5日間程度かかる見込みです。

本年4月以降、アジア、欧州等において継続的に飼養家きんで本病が発生しており、野鳥についても我が国へ飛来する渡り鳥が本病のウイルスを保有する可能性も高いことから、今シーズンにおいても本病の発生に対して、厳重な警戒が必要と考えられます。

各都道府県におかれましては、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知)等により飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底を実施いただいているところですが、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫企画班

青山、田中、中島、石川

Tel:03-3502-8292

機械翻訳等に基づく仮訳

韓国農林畜産食品部 2021 年 10 月 7 日 22:52:26 プレスリリース

忠清南道牙山(曲橋川)、京畿道安城(安城川)の野鳥の糞から H5 亜型鳥インフルエンザ抗原検出

<https://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbW FmcmE1MkY2OCUyRjMyODMyNSUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRg%3D%3D>

□ 農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス、以下“農食品部”)と環境部(長官ハン・ジョンエ)は、忠清南道牙山(アサン)市(曲橋川)と京畿道安城(アンソン)市(安城川)で採取した野鳥糞便に対する農林畜産検疫本部の中間検査の結果、H5 型鳥インフルエンザ(AI)抗原が検出されたと明らかにした。

※高病原性かどうかの判定までは約 3～5 日かかる見込み

□ 農食品部と環境部は、今回の野鳥 AI 抗原検出と同時に、鳥インフルエンザ緊急行動指針(AI SOP)に従って防疫措置を実施している。

- ① 当該野鳥糞便採取地点の立ち入り禁止(防疫本部初動対応チーム投入)
- ② 半径 10km 地域を「野生鳥類予察地域」に設定、該当地域内の家きん農場に対する予察・検査
- ③ 渡り鳥の飛来地と近くの家きん農場に対する消毒など遮断防疫措置

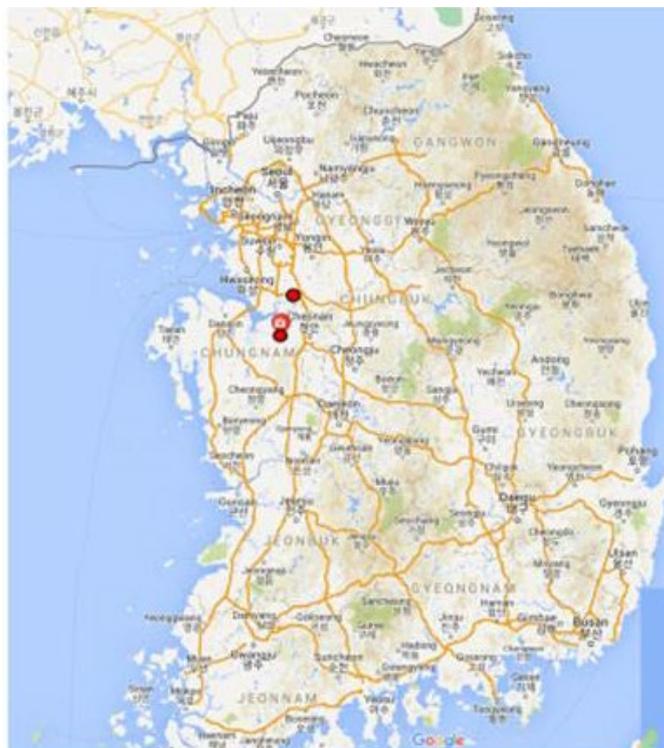
□ 農食品部は「今年、ヨーロッパ・アジアなどで高病原性 AI の発生が急増し、海外で冬の渡り鳥が国内に飛来し始めたことで国内に流入する可能性が高い、厳しい防疫状況」と説明した。

○ 「家きん農家は防疫施設と消毒設備を迅速に整備し、農場と畜舎消毒、手洗いと長靴履き替えなど基本的な防疫上の注意を遵守してほしい」と呼びかけ、

○ 「高病原性 AI の疑い事例*確認次第家畜防疫機関に届け出ること」を強調した。

*飼育家きんにおいて死亡率が急に増加したり産卵率の減少、飼料摂取の急減など

<野鳥糞便発見地点>



(写)

事務連絡

令和3年10月13日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス検出事例の病原性確定について（低病原性と判明）

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

先般、「韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について」（令和3年10月8日付け3消安第3636号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、韓国忠清南道牙山市及び京畿道安城市で採取された野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、お知らせしたところです。その後、追加の検査により2件ともに低病原性であることが確認された旨、韓国当局よりプレスリリースされましたのでお知らせいたします。

また、当該2件以外にも、新たに全羅北道井邑市においても野鳥の糞便からH5亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、病原性にかかわらず、隣国である韓国では鳥インフルエンザウイルスを保有した渡り鳥の飛来が始まっており、我が国でも鳥インフルエンザウイルスの侵入及び本病の発生に対する警戒を引き続き強める必要があります。

各都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言及び万が一の発生時のまん延防止対策の徹底について引き続き、指導・助言を実施するよう改めてお願いします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫企画班

青山、田中、中島、石川

Tel:03-3502-8292